

必ずお読みください

プルデンシャル信託の生命保険信託「終活サポート～マイ・エンディング・ケア～」
ご利用にあたっての注意事項

- お客さまのお住まいの地域によっては終活サポート～マイ・エンディング・ケア～(以下「本サービス」といいます)のご利用対象外となる場合があります。
- 本サービスのご利用に際して、生命保険信託契約の申込手続きに加え、追加の書類提出や電話確認が必要となります。
- プルデンシャル信託によるプルデンシャル生命への死亡保険金等の請求にあたっては、プルデンシャル信託が定める手続きが別途、必要となります。
- プルデンシャル信託は、お客さまがお亡くなりになった後に死後事務委任契約に係る費用を精算するうえで、死後事務受任者から死後事務委任契約に関する情報の提供を受け、利用いたします。

死後事務受任者を選択される際の留意事項

- 本サービスのご利用にあたっては、お客さまは、プルデンシャル信託のウェブサイトの「終活サポート～マイ・エンディング・ケア～」専用ページに掲載されている死後事務受任者と死後事務委任契約を締結する必要があります。それ以外の死後事務受任者と死後事務委任契約を締結された場合、本サービスをご利用いただくことはできません。
- 死後事務は死後事務受任者が提供するサービスであり、プルデンシャル信託およびプルデンシャル生命が提供するものではありません。
- プルデンシャル信託およびプルデンシャル生命は死後事務委任契約書の作成や死後事務委任契約の成立に、一切関与または尽力するものではありません。また、死後事務委任契約の内容の正確さを保証したり、その実現性を示唆したりするものではありません。プルデンシャル信託のウェブサイトに掲載している死後事務受任者一覧からお客さまが選択した死後事務受任者と実際に死後事務委任契約を締結するか否かは、お客さまご自身において検討のうえで判断いただくものであり、プルデンシャル信託およびプルデンシャル生命は、死後事務委任契約の内容や、お客さまと受任者との間で生じたトラブル等について、一切責任を負いません。また、死後事務委任契約締結を以て、保険契約の成立や生命保険信託契約の引受を確約するものではありません。万一、保険契約の成立や生命保険信託契約の引受がなされなかったことを事由にお客さまが死後事務委任契約を解約する場合でも、プルデンシャル信託またはプルデンシャル生命が死後事務委任契約書作成に関わる費用を負担することはありません。
- 死後事務委任契約について詳しくは、各死後事務受任者のウェブサイトをご参照のうえ、死後事務受任者へ直接お問い合わせください。
- 死後事務委任契約の締結にあたっては死後事務受任者による審査があり、審査の結果、お客さまが、死後事務受任者と死後事務委任契約を締結できない場合があります。
- 死後事務委任契約時には死後事務受任者が定める死後事務委任契約書作成料がかかります。また、所定の金銭の預託が必要となる場合があります。死後事務の履行時には、実費および死後事務受任者への執行報酬がかかります。詳しくは死後事務受任者へ直接お問い合わせください。なお、プルデンシャル信託は死後事務委任契約に係る預託金の信託は取り扱っておりません。またプルデンシャル生命の担当者が金銭等をお預かりすることは一切ありません。
- プルデンシャル信託はお客さまとの生命保険信託契約の締結により、死後事務委任費用を信託財産の範囲内で死後事務受任者へお支払いすることができます。既にプルデンシャル信託の生命保険信託契約を締結されているお客さまが本サービスをご利用されたい場合は、生命保険信託契約の内容の変更が必要です。プルデンシャル生命の担当ライフプランナーもしくはプルデンシャル信託へご連絡ください。
- プルデンシャル信託は、お客さまが生前に死後事務受任者へ所定の金銭を預託している場合、これを超過した金額のみを死後事務委任費用としてお支払いします。
- お客さまの死亡に伴いプルデンシャル信託がお客さまと締結した生命保険信託契約に基づきプルデンシャル生命から現実に受領した死亡保険金等の金額が死後事務委任契約に係る費用を下回る場合、死後事務受任者とお客さまとで締結した死後事務委任契約に基づき、死後事務受任者が死後事務の全部または一部を履行しない場合があります。
- 死後事務委任契約締結後に死後事務受任者の名称が変わった場合、あるいはお客さまの選択によりプルデンシャル信託のウェブサイトの一覧に掲載されている別の死後事務受任者に変更した場合はただちにプルデンシャル信託へご連絡ください。プルデンシャル信託は、お客さまがお亡くなりになった後、プルデンシャル信託とお客さまで締結した生命保険信託契約書に記載されていない死後事務受任者から死後事務委任費用を請求されたとしても支払に応じることはできません。
- 本サービスは、2022年8月現在のものであり、内容を予告なく変更・中止することがあります。

プルデンシャル信託株式会社

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
<https://www.pru-trust.co.jp>

生命保険信託に関するお問い合わせ・お手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、下記までご連絡ください。

● 電話でのお問い合わせ(国内通話料無料)

0120-93-5524 ※携帯電話からもご利用になれます

[受付時間] 9:30～12:00 / 13:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

● メールでのお問い合わせ

inquiry@pru-trust.co.jp

ptjs-2022-01-032 2022年8月22日使用開始

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問い合わせ・お手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、下記またはライフプランナーへお電話ください。

パートナーフォーユー
カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)

※営業時間は弊社ホームページをご覧ください。



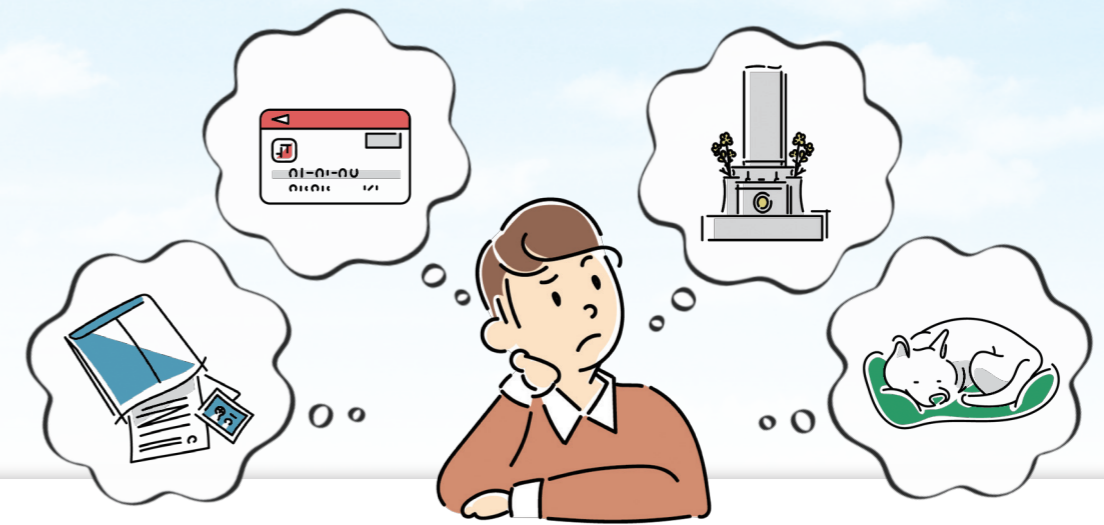
死後事務を頼める人がいない方

死後に親族に負担をかけたくない方

プルデンシャル信託の生命保険信託

終活サポート ～マイ・エンディング・ケア～ のご案内

死後事務について考えたことはありますか？



「自分らしく生きていくため、最期に際しても思い通りに準備しておきたい」

そのようにお考えの方が増えていらっしゃいます。
「終活」という言葉も広く知られるようになりました。

「終活サポート～マイ・エンディング・ケア～」(以下、「本サービス」といいます)では、
終活のひとつである「死後事務委任契約」※に係る費用(以下、「死後事務委任費用」といいます)を信託財産からお支払いできるようにしました。

※「死後事務委任契約」とは、委任者(本人)が第三者(個人、法人を含みます)に対して本人が亡くなった後の諸手続きに関する事務等(以下、「死後事務」といいます)の代理権を生前のうちに付与して、死後事務を委任する契約です。

ライフプランナーが、お客さまの一生に寄り添いながら、
安心をひとつひとつ積み重ねていくためのサポートをいたします

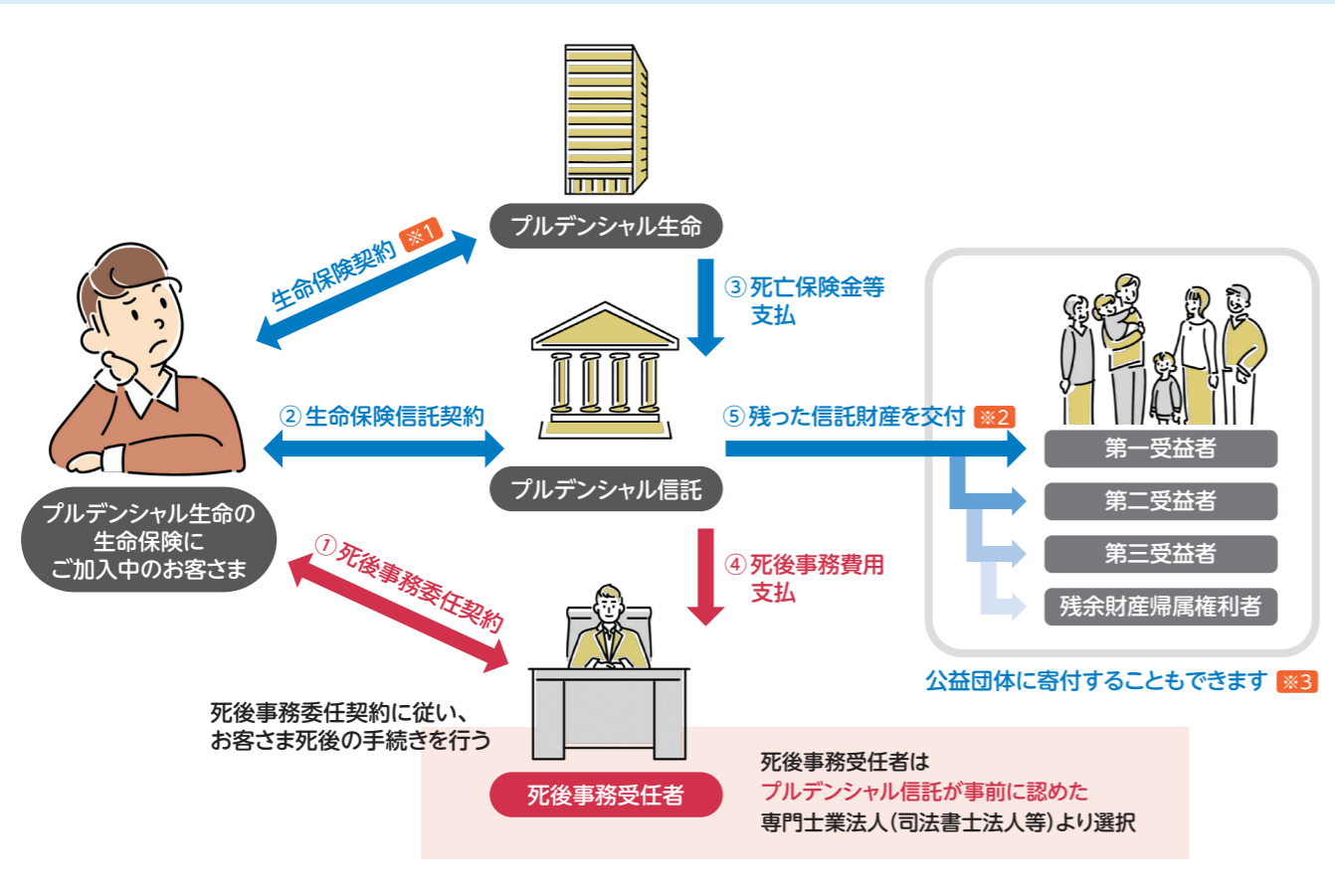
プルデンシャル信託株式会社

信託契約代理店(信託契約代理業務の種類: 媒介)
プルデンシャル生命保険株式会社

死後事務の例 (死後事務受任者により内容や費用は異なります)

- 公租公課の支払
- 家財道具や生活用品等遺品整理
- 行政官庁・勤務先等への届出 (年金・健康保険等)
- 未払医療費や老人ホーム等、施設利用料の精算
- デジタル遺品のアカウント削除等
- 関係者への死亡連絡
- 葬儀・埋葬に関する事務や費用の支払
- 公共料金、運転免許証、パスポート、クレジットカード等、利用停止および精算手続き
- 不動産関連費用 (未払家賃・地代・管理費・修繕積立費等の精算)
- ペットの引き渡し手続き

「終活サポート ～マイ・エンディング・ケア～」のしくみ



- ※1 信託設定できるのは、死亡保障があるプルデンシャル生命の保険契約であり、かつ保険契約が有効中のものに限りです。
- ※2 受益者への信託財産の交付は、プルデンシャル信託から死後事務受任者への死後事務委任契約に係る費用の支払が完了し、死後事務受任者からプルデンシャル信託に完了報告がなされた後となります。
なお、生命保険信託の財源となる生命保険契約の死亡保険金等の金額と死後事務委任費用によっては、受益者等に交付する信託財産が残らない場合がありますことをご承ください。
- ※3 プルデンシャル信託が認める公益団体に限りです。

設定の流れ

STEP 1

死後事務受任者と打ち合わせ ～ 死後事務委任契約締結

プルデンシャル信託のウェブサイトから、お客さまのお住まいの近くに所在地のある死後事務受任者をお選びください。

ウェブサイトはこちら <https://www.pru-trust.co.jp/trust/support/support.html>



死後事務委任契約の内容や費用につきましては、お客さまが死後事務受任者に連絡のうえお打ち合わせしていただき、締結されるかどうかをご判断ください。

STEP 2

生命保険信託契約の締結

プルデンシャル信託と生命保険信託契約を締結いただきます。

生命保険信託契約の締結には費用がかかります。詳しくはプルデンシャル信託のウェブサイト「生命保険信託の費用」(<https://www.pru-trust.co.jp/trust/cost/>)をご参照ください。



生命保険信託契約の申込手續に関しては、信託契約代理店であるプルデンシャル生命の担当ライフプランナーにご依頼ください。

本サービスをご利用する場合は、お客さまよりプルデンシャル信託に死後事務委任契約書およびそれに付随する覚書等のコピーを提出していただきます。あらかじめご了承ください。

生命保険信託を設定する保険契約の死亡保険金額と死後事務委任費用によっては、受益者等に交付する信託財産が残らない場合があります。事前にお客さまから受益者等へご説明ください。

生命保険信託契約を締結後、生命保険信託契約の信託契約番号を、速やかにお客さまより死後事務受任者にお伝えください。

生命保険信託契約お申込み後の内容変更

- 生命保険信託契約の成立後、生命保険信託契約の内容 (信託財源の内容を含みます)等に変更があった場合、速やかにお客さまより死後事務受任者にお伝えください。なお、生命保険信託契約の内容は変更手数料のご負担なく、何度でもご変更いただけます。受益者等の連絡先等が変更になった場合は、速やかにプルデンシャル信託へご連絡ください。
- 死後事務委任契約の内容に変更があった場合 (死後事務受任者の変更や死後事務委任契約の解約を含みます)、プルデンシャル信託までご連絡ください。

お客さまがお亡くなりになった場合の手續きの流れ

- お客さまがお亡くなりになった場合、受益者等からプルデンシャル信託へ必要書類をご提出いただけます。
- 受益者等から必要書類をご提出いただいた後、プルデンシャル信託からプルデンシャル生命へ死亡保険金・死亡給付金 (以下、「死亡保険金等」といいます)を請求します。死亡保険金等がプルデンシャル信託の信託財産となりましたら、プルデンシャル信託が所定の信託報酬を収受したうえで、死後事務受任者から請求される死後事務委任費用の支払に応じます。
- プルデンシャル信託から死後事務受任者への死後事務委任費用の支払が完了し、死後事務受任者からプルデンシャル信託への完了報告をもって、プルデンシャル信託は残余信託財産を受益者等に交付開始します。